

MIC 総会決議 すべての職場からハラスメントを一掃しよう

今年 4 月に明らかとなった財務事務次官による放送記者に対するセクシャル・ハラスメントの問題では、「セクハラ罪という罪はない」との閣議決定をわざわざ行うなど、政府の認識の低さを露呈しました。「女性活躍推進法」で女性の社会進出を促す、などと美辞麗句を重ねてきた政権が馬脚を現したようで、このような人権意識の欠如は決して許されるものではありません。

日本は女性の社会進出が世界の中でもっとも低いレベルにとどまっていると言われますが、社会正義を追求すべきジャーナリズムを担っているメディア関連業界の経営者と私たち労働者にとって、職場のハラスメントは率先して克服すべき課題です。

MIC は、日本労働弁護団の女性プロジェクトチームの協力を得て「緊急セクハラ 110 番」を実施し、深刻な被害の実態の一部が明らかになりました。続けて MIC では加盟単産の組合員などを対象にしたウェブアンケートも実施しましたが、その結果、セクシャル・ハラスメントを受けたことがある女性が 74%にもものぼった一方、被害にあった回答者がどこにも相談していない、という割合が 70%を超えていました。相談しない理由は、「相談しても解決しないと思う」「仕事に支障が出るかもしれない」「人事上の不利益を被る恐れがあるから」が上位の回答でした。

MIC ではこの定期総会で、ハラスメントに関する MIC 統一要求案について議論しました。要求案は「職場に於けるあらゆるハラスメントを許さない旨を内外に表明する『ハラスメント撲滅宣言』に年度開始日ごとに署名し、ホームページなどで公表すること」などを経営者に求める内容です。加盟各労組でこの問題について議論を深め、年末および春闘要求への反映を期待します。

セクハラは明白な人権侵害であること、職場秩序や業務に深刻な影響が出ること、仕事を辞めざるを得ないなど被害者の人生を大きく左右する恐れがあることをあらゆる職場で認識を共有し、安心して働くためには職場環境の整備が欠かせないことを、多くの人に理解してもらうことが必要です。

とくに会社の経営者など責任のある立場にある人々には、ハラスメントを職場からなくすことはもとより、その背景となっている職場の男女比率の偏りを是正し、ジェンダーバランスの向上を目指すよう、強く求めます。

2018 年 9 月 29 日

日本マスコミ文化情報労組会議

第 57 回定期総会